

議案第16号

杉並区立図書館条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和6年2月9日

提出者 杉並区長 岸 本 聡 子

杉並区立図書館条例の一部を改正する条例

杉並区立図書館条例（昭和57年杉並区条例第26号）の一部を次のように改正する。

第1条の表杉並区立高円寺図書館の項中「杉並区高円寺南二丁目36番25号」を「杉並区高円寺南二丁目40番24号」に改め、同表付記を次のように改める。

付記

- 1 杉並区立永福図書館は、杉並区立コミュニティふらっと永福との複合的施設として設置する。
- 2 杉並区立高円寺図書館は、杉並区立コミュニティふらっと高円寺南との複合的施設として設置する。

附 則

この条例は、公布の日から起算して1年6月を超えない範囲内において杉並区教育委員会規則で定める日から施行する。

（提案理由）

高円寺図書館の位置を変更する等の必要がある。